

避難所のルール

災害時に皆さんが安心して過ごせるよう、避難所ではいくつかのルールを設けています。

ご理解ご協力をお願いします。

六実第二小学校・避難所運営委員会

- この避難所は、地域の防災拠点です。
- 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- 避難所の開設は、電気、ガス、水道、下水道などが復旧する頃までを目途とします。
- 避難所への自宅が損傷して自宅に住むことができない方を優先します。
- 避難所に避難しない在宅被災者、車中泊者、テント泊者の方へ
 - * 必要な物資があれば、避難者カードに記載してください。松戸市へ申請します。
 - * 災害発生後 3～4 日の間は備蓄物資が限られるため、避難所入所者への配布を優先します。物資供給が始まった時には配布できますので、再度お越しく下さい。
 - * 救援物資の供給が始まっていれば、予約された方から順に物資を提供します。お渡しできる分が無くなってしまった場合は、避難者カードで申請していただき次回の配布の際に取りに来て下さい。
 - * なお、災害の規模が大きいと、申請した通りの物資を供給できない場合があることはご理解ください。
- 避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。
- 避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。
- 犬・猫など動物類は、衛生面の配慮およびアレルギーをお持ちの方への配慮のため、屋外の決められた場所で飼育していただくようお願いします。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴はビニール袋などに入れて各自で保管します。
- 校舎内は、できるだけ学校教育を中断させないため、学校の許可がない限り、使用できません。
- 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従ってください。
- 物資は、全員に行き渡るよう調整しながら配付しますが、配布初期は特に子ども・妊産婦・高齢者・障害のある方を優先させていただきます。
 - * 食料・物資は、個人ではなく、居住組を決めて居住組ごとに配付します。
- 粉ミルク・お粥・紙おむつなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。
- 学校の敷地内での喫煙は、禁止です。
- 状況の変化に応じて、ルールの見直しや追加を行う場合があります。その際は掲示やお知らせを通じて速やかにご案内します。

ペット飼育のルール

避難所は多くの方が共同生活を送る場所です。皆さんが安心して過ごせるよう、ペットと避難された方にも以下のルールへのご理解とご協力をお願いいたします。

六実第二小学校・避難所運営委員会

- ペットとして受け入れられるのは、犬、猫、小鳥、小動物(ハムスター、兎)などです。危険動物(蛇など)、特定動物(ワニ、サルなど)、家畜などは受入られません。判断が難しい場合はご相談ください。
- 衛生面の配慮およびアレルギーをお持ちの方への配慮のため、ペットと一緒に体育館に避難することはできません。
 - * 屋外の指定された場所で、ケージに入れて飼育してください。
 - * 避難所では多くの方が共同生活を送るため、ペットアレルギーや動物が苦手な方にも安心して生活していただくための対応です。
- ペットのための水、食料は避難所ではご用意できません。飼い主の方がご自身で用意してください。飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 他の方の迷惑にならないよう、安全・衛生面に十分ご配慮ください。
- 排便は指定された場所で行い、後片付けを必ずお願いします。
- 給餌は時間を決めて、毎回きれいに片づけてください。
- ノミやダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理にもご留意ください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、衛生班（運営スタッフ）までお知らせください。